



福 薬 第 468 号
平成19年4月26日

396

社団法人沖縄県医師会長 様

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

平成19年ハブ咬症注意報の発令について（依頼）

ハブ対策事業の実施につきましては、平素より御協力いただき感謝申し上げます。さて、本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間100人前後のハブ咬症患者が発生しております。1年のうちでも、気温が暖かくなる5月から6月は、ハブの行動が活発になり、加えてこの時期は、農作業や行楽等で田畠や山野への出入りが多く、ハブ咬症被害も多く発生しております。

つきましては、広く県民、観光客等に対し、ハブ咬症についての注意喚起を行い、ハブによる被害を未然に防止するため、別添のとおり注意報を発令しますので、関係機関、管下職員、住民等への周知について御協力をお願い申し上げます。

連絡先
薬務衛生課 薬務班
担当：外間 政一
TEL：098-866-2215
FAX：098-866-2241

平成19年ハブ咬症注意報発令要領

1 趣 旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間100人前後のハブ咬症患者が発生している。最近では、ハブ対策の推進により、ハブ咬症による死亡者は、ほとんど見られなくなっているが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぼす影響は計り知れないものがある。

このようなことに鑑み、広く県民、観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起するとともに、ハブ咬症防止の普及啓発を推進することによりハブによる被害を未然に防止する。

2 発令期間

平成19年 5月1日～6月30日

3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブ咬症に関する情報等を提供し、ハブ咬症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対して注意報発令を通知するとともに各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) パンフレット等を作成し、各関係機関に配布する。

ハブ咬症注意報 別紙のとおり

平成19年ハブ咬症注意報

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間100人前後のハブ咬症患者が発生しております。

1年のうちでも、気温が暖かくなる5月から6月は、ハブの行動が活発になり、加えてこの時期は、農作業や行楽等で田畠や山野への出入りが多く、ハブ咬症被害も多く発生しております。

このようなことに鑑み、広く県民、観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起するとともに、ハブ咬症防止の普及啓発を推進することによってハブによる被害を未然に防止します。

ハブ咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができます。

田畠や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意するよう心がけましょう。

もし、ハブに咬まれた場合は、落ち着いて次のように対処しましょう。

- ①激しい動きをしないで、身近な人に助けを求めましょう。
- ②応急処置として傷口から吸引器等で毒を繰返し吸い出しましょう。
- ③早急に医療機関で治療を受けましょう。

県では、平成19年5月1日から6月30日までの間、ハブ咬症注意報を発令し、広く県民や観光客の皆さんにハブ咬症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

平成19年 5月 1日

沖縄県福祉保健部長
伊波 輝美